

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例施行規則

(海水浴場開設の届出)

第1条 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による届出は、別記様式第1号の海水浴場開設届出書によるものとする。

2 前項の海水浴場開設届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 海水浴場、遊泳場及び遊泳危険箇所を区域を示す図面
- (2) 海水浴場に設置する付帯施設等を示す図面
- (3) 海域及び海浜の一部を占有する場合は、当該占用許可を受けたことを証する書面の写し
- (4) 海水浴場を開設するに当たり海域の利用について、漁業従事者、漁業協同組合との間に取決めを行った場合は、その合意書等の写し

(海水浴場開設の廃止・変更の届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、別記様式第2号の海水浴場廃止・変更届出書によるものとする。

(海水浴場開設の通知)

第3条 条例第5条の規定による通知は、別記様式第3号の海水浴場開設通知書又は別記様式第4号の海水浴場廃止・変更通知書によるものとする。

2 前項の海水浴場開設通知書には、第1条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(浮標等の取扱い)

第4条 条例第6条第1項第1号に規定する浮標等は、潮の干満その他海水浴場の状況に応じて設置し、海水浴場の開設期間が満了したときは、速やかに撤去しなければならない。

(遊泳上の遵守事項)

第5条 条例第6条第1項第2号に規定する遊泳上の遵守事項は、条例に規定する遊泳者等に係る禁止・遵守事項のほか、次に掲げる事項を基準とする。

- (1) 遊泳上又は遊泳区域として標示された区域内で遊泳すること。
- (2) 危険箇所として標示された区域に立ち入らないこと。
- (3) 赤旗が掲示される等の方法で遊泳が禁止された場合は、遊泳しないこと。
- (4) 酒に酔っているとき、体調が悪いとき等は、遊泳しないこと。
- (5) 他の遊泳者に迷惑のかかる行為をしないこと。
- (6) 低学年児童又は幼児の遊泳には、必ず保護者が付き添うこと。
- (7) 遊泳中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人、水難救助員又は警察官に連絡すること。
- (8) その他海水浴場の安全、衛生及び風俗を損なう行為をしないこと。

(海水浴場の設備等)

第6条 条例第6条第2項の規定により整備すべき設備等は、次の各号に掲げるものを

基準とする。

- (1) 監視台
- (2) 救難用品を備えた救護所
- (3) 非常連絡用電話
- (4) 応急処置用人工蘇生器
- (5) 遊泳禁止標示用器財  
(遊泳区域指定の通知)

第7条 条例第7条第1項の規定により遊泳区域を指定した場合は、別記様式第5号の遊泳区域指定通知書により海水浴場開設者に通知するものとする。

(標識の種類等)

第8条 条例第7条第4項に規定する標識の種類、様式等は、別図のとおりとする。

(海域等レジャー事業の届出)

第9条 条例第11条第1項の規定による届出は、別記様式第6号の海域等レジャー事業届出書によるものとする。

2 前項の海域等レジャー事業届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業場及び付近の図面
- (2) 海域及び内水域の区域の一部を占有する場合は、当該占有許可を受けたことを証する書面の写し
- (3) 海域等レジャー事業を開始するに当たり海域等の利用について、漁業従事者、漁業協同組合との間を取決めを行った場合は、その合意書等の写し  
(海域等レジャー事業の廃止・変更の届出)

第10条 条例第12条第1項に規定する届出は、別記様式第7号の海域等レジャー事業廃止・変更届出書によるものとする。

(海域等レジャー事業の通知)

第11条 条例第12条第2項の規定による通知は、別記様式第8号の海域等レジャー事業通知書又は別記様式第9号の海域等レジャー事業廃止・変更通知書によるものとする。

2 前項の海域等レジャー事業通知書には、第9条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(ガイドダイバー名簿等の様式)

第12条 条例第14条第2項第1号に規定する名簿は、別記様式第10号のガイドダイバー名簿及び別記様式第11号の潜水者名簿によるものとし、それぞれ次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) ガイドダイバー名簿には、ガイドダイバーの氏名、生年月日、本籍地、住所、採用年月日、経験年数及び講習受講歴
- (2) 潜水者名簿には、潜水日時、潜水場所及びガイドダイバーの氏名並びに潜水者の氏名、生年月日、住所、認定証取得年月日、潜水講習の有無及び潜水経歴

2 前項のガイドダイバー名簿及び潜水者名簿は、3年間保存しなければならない。

(潜水上の遵守事項)

第13条 条例第14条第2項第3号に規定する遵守事項は、次に掲げる事項を基準とする。

- (1) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態では潜水しないこと。
- (2) 潜水器具の点検を励行すること。
- (3) 潜水中は、必ずバディシステム（複数1組の潜水）を最後まで厳守すること。

(4) 養殖、畜養中の魚貝類を採捕し、又は育成を阻害しないこと。

(5) その他ガイドダイバーの指示又は指導に従うこと。

(催物開催の届出)

第14条 条例第17条第1項の規定による届出は、別記様式第12号の催物開催届出書によるものとする。

2 前項の催物開催届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 催物を開催する海域、海浜又は内水域を示す図面

(2) 他の法令の規定により海域、海浜又は内水域の利用について、許可を受けることが求められている場合においては、当該許可を得たことを証する書類の写し

(3) 催物を開催するに当たり海域、海浜又は内水域の利用について、漁業従事者、漁業協同組合等との間に取り決めを行った場合は、その合意書等の写し

(催物開催の通知)

第15条 条例第17条第3項の規定による通知は、別記様式第13号の催物開催通知書によるものとする。

2 前項の催物開催通知書には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(催物開催の届出・通知を要しない場合)

第16条 条例第17条第4項の規定により届出及び通知を要しない場合とは、公衆を集め観覧させることを目的としない学校教育、青少年健全育成、地域振興その他各種団体等の親睦のために開催する催物とする。

(指示の手續)

第17条 条例第18条第1項の規定による指示は、別記様式第14号の指示書によるものとする。

(指導の実施)

第18条 条例第19条に規定する指導は、海水浴場及び海域等レジャー事業の事業場を管轄する警察署長に行わせるものとする。

(講習の実施)

第19条 条例第20条第1項に規定する講習は、年1回実施するものとする。

2 前項の講習は、日本赤十字社、海洋科学技術センター等の指導員に委託し、又は日本赤十字社が認定する救急法・水上安全法指導員資格を有する警察官に行わせるものとする。

(海域等状況の調査、告知)

第20条 条例第21条第1項に規定する調査は、警察官若しくは水難事故防止指導員に行わせ、又は専門業者に委託して行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による告知は、別記様式第15号の告知書によるものとする。

(水難事故防止指導員の委嘱等)

第21条 公安委員会は、条例第22条第1項に規定する水難事故防止指導員を、海水浴場又は海域等レジャー事業の事業場を管轄する警察署長の推薦により必要人員を委嘱するものとする。

2 前項の推薦は、次に掲げる要件を具備する者を、別記様式第16号の水難事故防止指導員推薦書により行うものとする。

(1) 海事関係法令等に知識を有する者

- (2) 人格及び行動において社会的信望を有する者
- (3) 水難事故防止活動に熱意を有する者
- 3 水難事故防止指導員の委嘱は、別記様式第17号の委嘱状を交付して行うものとする。
- 4 条例第22条第2項に規定する指導は、次に掲げる事項を基準とする。
  - (1) 条例に規定する事項の遵守に関すること。
  - (2) 水難事故防止のための設備の整備及び改善の助言に関すること。
  - (3) 水難事故防止のための広報及び啓蒙に関すること。
  - (4) 海域等の調査に関すること。
  - (5) 海域及び内水域における漁業施設、工事現場その他危険箇所の位置又は気象、海象等の情報の提供に関すること。
  - (6) プレジャーボートの安全な利用に関すること。
- 5 条例第22条第3項の規定による証票は、別記様式第18号の水難事故防止指導員証によるものとする。
- 6 水難事故防止指導員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(水難事故防止協議会の組織)

第22条 条例第23条第1項に規定する水難事故防止指導員協議会は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年長崎県条例第24号）に規定する警察署の管轄区域ごとに組織するものとする。

(関係書類の提出)

第23条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書、通知書その他の書類は正副2通とし、海水浴場又は海域等レジャー事業の事業場を管轄する警察署長を経由するものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成18年長崎県公安委員会規則第25号）

この規則は、平成18年12月22日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第16号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式用の紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1号（第1条関係）

海水浴場開設届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 長崎県公安委員会 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 ☎（ ） -</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">次のとおり海水浴場を開設しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の 事故防止に関する条例第3条第1項の規定により届出をします。</p>		
海水浴場を開設する 場所及び名称		
管理者又は 現場責任者		
海水浴場を公衆に 利用させる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
遊泳者に係 る水難事故 の防止・安 全のために 採る措置の 概要	監視 体制	
	救護 用具・ 船舶	
	事故防 止設備	
	利便性 施設等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 海水浴場・遊泳場・遊泳危険箇所の区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 海水浴場に設置する付帯施設等を示す図面 <input type="checkbox"/> 占用許可証の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者・漁業協同組合との合意書等の写し	
備考		

※ 備考欄は、海水浴場で休憩所経営者、手こぎボート貸出し業者のある場合に記載すること。

別記様式第2号（第2条関係）

海水浴場廃止・変更届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div> 長崎県公安委員会 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     届出者 住所                      氏名                      [ 法人にあつては、主たる事務所の                      所在地、名称及び代表者の氏名 ]                      ☎ (    )    -                 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     次のとおり海水浴場を廃止又は届出事項を変更しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第4条第1項の規定により届出をします。                 </p>			
名	称		
所	在	地	
廃止 変更	年 月 日	年 月 日	
廃 止	理 由		
変 更	内 容	旧	新
	理 由		
備	考		

別記様式第3号（第3条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">海 水 浴 場 開 設 通 知 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">通知者 所在地 名 称</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">☎ ( ) -</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり海水浴場を開設しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第5条の規定により通知をします。</p>		
海水浴場を開設する場所及び名称		
管理者又は現場責任者		
海水浴場を公衆に利用させる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
遊泳者に係る水難事故の防止・安全のために採る措置の概要	監視体制	
	救護用具・船舶	
	事故防止設備	
	利便性施設等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 海水浴場・遊泳場・遊泳危険箇所の区域を示す図面 <input type="checkbox"/> 海水浴場に設置する付帯施設等を示す図面 <input type="checkbox"/> 占用許可証の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者・漁業協同組合との合意書等の写し	
備考		

※ 備考欄は、海水浴場で休憩所経営者、手こぎボート貸出し業者のある場合に記載すること。



別記様式第4号（第3条関係）

海水浴場廃止・変更通知書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div> 長崎県公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     通知者 所在地                      名 称                      代表者の氏名                      ☎ ( ) -                 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">                     次のとおり海水浴場を廃止又は届出事項を変更しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第5条の規定により通知をします。                 </p>			
名 称			
所 在 地			
廃止 変更 年 月 日	年 月 日		
廃 止	理 由		
変 更	内 容	旧	新
	理 由		
備 考			

別記様式第5号（第7条関係）

長公委（ ）第 号

遊 泳 区 域 指 定 通 知 書

海水浴場の名称  
所在地

次のとおり遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第7条第1項の規定により遊泳区域を指定したので通知する。

1 指定する遊泳区域

2 指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 設置する標識数量

年 月 日  
長崎県公安委員会 ㊟

別記様式第6号（第9条関係）

海城等レジヤ事業届出書	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
届出者 住所	
氏名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
☎（ ） ー	
次のおり海城等レジヤ事業を開設しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第11条第1項の規定により届出をします。	
事業の種類別	プレジャーボート提供業 マリーナ業 潜水案内業
事業場の所在地	
管理者又は責任者	
事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業の内容	
プレジャーボート提供業	提供ボートの種別・隻数
マリーナ業	係留・保管ボートの種別・隻数
潜水案内業	ガイドダイバーの氏名・住所 利用船舶
事故防止措置・救助設備の概要	<input type="checkbox"/> 救命ボート <input type="checkbox"/> 救命用具 <input type="checkbox"/> 通信設備 <input type="checkbox"/> 水難救助員 <input type="checkbox"/> その他（ ）
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業場及び付近の図面 <input type="checkbox"/> 占有許可証の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者、漁業協同組合との合意書等の写し
備考	

別記様式第7号（第10条関係）

海域等レジャー事業廃止・変更届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>					
長崎県公安委員会 殿  <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     届出者 住所                      氏名                      [ 法人にあつては、主たる事務所の                      所在地、名称及び代表者の氏名 ]                      ☎ (    )    -                 </div>					
次のとおり海域等レジャー事業を廃止又は届出事項を変更しますので、遊泳者、プレ ジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第12条第1項の規定により届出をしま す。					
事業の種別	プレジャーボート提供業      マリーナ業 潜水案内業				
名称・所在地					
廃止 変更 年月日	年      月      日				
廃止理由					
変 更	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">旧</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">新</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	旧	新		
	旧	新			
理由					
備考					

別記様式第8号（第11条関係）

海域等レジャー事業通知書	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
通知者 所在地 名 称	
代表者の氏名	
☎ ( ) -	
次のとおり海域等レジャー事業を開設しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第12条第2項の規定により通知をします。	
事業の種別	プレジャーボート提供業 マリーナ業
事業場の所在地	
管理者又は責任者	
事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業の内容	
プレジャーボート提供業	提供ボートの種別・隻数
マリーナ業	係留・保管ボートの種別・隻数
事故防止措置・救助設備等の概要	<input type="checkbox"/> 救命ボート <input type="checkbox"/> 救命用具 <input type="checkbox"/> 通信設備 <input type="checkbox"/> 水難救助員 <input type="checkbox"/> その他 ( )
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業場及び付近の図面 <input type="checkbox"/> 占用許可証の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者、漁業協同組合との合意書等の写し
備考	

別記様式第9号（第11条関係）

海域等レジャー事業廃止・変更通知書 年 月 日 長崎県公安委員会 殿 通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 ☎ ( ) - 次のとおり海域等レジャー事業を廃止又は通知事項を変更しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第12条第2項の規定により通知をします。	
事業の種別	プレジャーボート提供業      マリーナ業
名称・所在地	
廃止変更年月日	年 月 日
廃止理由	
変更内容	旧
	新
理由	
備考	

別記様式第10号（第12条関係）

ガイドダイバー名簿

ふりがな		生 年 月 日	写真貼付
氏 名		年 月 日生	無帽、正面上三分身 無背景ライカ版 (カラー・白黒どちらでもよい。)
本 籍 地			
住 所			
採用年月日	年 月 日		
経 験 年 数			
講 習 受 講 歴	受講年月日	内 容	
備 考			

※ 備考欄は、潜水士免許を有する者について、免許区分、免許番号、交付年月日等又は他の事業場兼務の有無を記載すること。

別記様式第11号 (第12条関係)

潜水者名簿

潜水日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
潜水場所	
ガイドダイバー の氏名	

	ふりがな 氏名		年 月 ( 日 歳)
	住所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
潜	ふりがな 氏名		年 月 ( 日 歳)
	住所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
水	ふりがな 氏名		年 月 ( 日 歳)
	住所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
者	ふりがな 氏名		年 月 ( 日 歳)
	住所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
	ふりがな 氏名		年 月 ( 日 歳)
	住所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間



別記様式第11号 (継 紙)

潜	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
水	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
者	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間
	ふりがな氏名		年 月 (日 歳)
	住 所		
	認定証取得年月日		
	潜水講習の有無	有 ・ 無	潜水経歴 時間

別記様式第12号（第14条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">催物開催届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">警察署長 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">届出者 住所</p> <p style="margin: 10px 0;">氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p style="margin: 10px 0;">☎ ( ) -</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり催物を開催しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第17条第1項の規定により届出をします。</p>	
催物の名称及び目的	
催物を開催する月日時	年 月 日 午前・後 時 分から 年 月 日 午前・後 時 分まで
催物を開催する海域等の区域	
催物の観覧者が参集する場所・予想人員	
催物の形態	
催物の開催者又は現場責任者の氏名・住所等	☎ ( ) -
事故防止のために採る措置の概要（自主警備計画書の概要）	
添付書類	<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域、海浜又は内水域を示す図面 <input type="checkbox"/> 他の法令等の規定による許可証の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者、漁業協同組合等との合意書等の写し
備考	

※ 催物の形態欄には、海域等で行うパレード、花火大会、競技・競争等催物の概要を記載すること。

別記様式第13号（第15条関係）

催物開催通知書 年 月 日 警察署長 殿 通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 ☎ ( ) - 次のとおり催物を開催しますので、遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第17条第3項の規定により通知をします。	
催物の名称及び目的	
催物を開催する月日時	年 月 日 午前・後 時 分から 年 月 日 午前・後 時 分まで
催物を開催する海域等の区域	
催物の観覧者が参集する場所・予想人員	
催物の形態	
催物の開催者又は現場責任者の氏名・住所等	☎ ( ) -
事故防止のために採る措置の概要（自主警備計画書の概要）	
添付書類	<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域、海浜又は内水域を示す図面 <input type="checkbox"/> 他の法令等の規定による許可証の写し <input type="checkbox"/> 漁業従事者、漁業協同組合等との合意書等の写し
備考	

※ 催物の形態欄には、海域等で行うパレード、花火大会、競技・競争等催物の概要を記載すること。

指 示 書

長崎県公安委員会達第 号  
年 月 日

様

長崎県公安委員会 ㊦

次のとおり遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第18条第1項の規定により、措置すべき事項を指示する。

<p>指示に係る海水浴場・海域等レジャー事業の名称及び代表者の氏名・住所</p> <p>〔法人にあつては事務所の所在地代表者の氏名〕</p>	
<p>指 示 事 項</p>	<p>等、水難事故の防止及び人命救助を図るため必要な措置を講じること。</p>
<p>指 示 の 理 由</p>	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第15号（第20条関係）

告 知 書

長公委（ ）第 号  
年 月 日

様

長崎県公安委員会 ㊟

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第21条の規定により、海域・内水域を事前調査した結果、危険箇所を発見したので告知する。

記

事業の種類	海水浴場 マリナー業	プレジャーボート提供業 潜水案内業
危険海域等の区域		
危険理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 危険海域等を示す図面 <input type="checkbox"/>	
備考		

別記様式第16号（第21条関係）

水難事故防止指導員推薦書

（ 警察署）

被 推 薦 者	住 居		
	職 業 (具体的に)		
	ふ り が な		男 ・ 女
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 生	( 歳)
経 歴			
家 族 の 状 況			
健 康 状 態			
賞 罰			
推 薦 の 理 由			
備 考			

委 嘱 状

様

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例第22条1項の規定により、  
あなたを水難事故防止指導員に委嘱します

年 月 日

長崎県公安委員会



別記様式第18号（第21条関係）

水難事故防止指導員証  
(表)

第	号
水難事故防止指導員証	
管轄区域	
氏名	
写 真	年 月 日生
	年 月 日
長崎県公安委員会 印	

90mm

60mm

(裏)

- 1 水難事故防止指導員は、その職務を行う場合は、この証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、水難事故防止指導員の身分を失ったときは、発行者に返納しなければならない。
- 5 活動内容については、公安委員会規則の定めるところによる。



別図（第8条関係）  
遊泳区域の標識

